

香川高等専門学校図書館利用細則

平成22年10月1日制定

(趣旨)

第1条 この細則は、香川高等専門学校図書館規程第11条の規定に基づき、香川高等専門学校図書館（以下「図書館」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館日)

第2条 図書館は、次の各号に掲げる日を除き開館するものとする。

- 一 日曜日
 - 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - 三 香川高等専門学校学則第5条第3号から第6号に定める休業日（以下、「休業日」という。）の土曜日
- 2 前項の規定にかかわらず、図書館長が必要と認めたときは、臨時に休館することができるものとする。

(開館時間)

第3条 図書館の開館時間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 月曜日から金曜日 8時30分から20時まで
 - 二 土曜日 10時から16時30分まで
- 2 前項の規定にかかわらず、休業日の開館時間は8時30分から17時までとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、図書館長が必要と認めた場合は開館時間を変更することができるものとする。

(利用の区分)

第4条 図書館の利用者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる区分により図書館を利用することができるものとする。

- 一 図書館の所蔵する資料（以下「図書館資料」という。）の館内閲覧
- 二 図書館資料の館外貸出
- 三 参考調査
- 四 文献複写
- 五 他の図書館の利用

(利用者手続き)

第5条 学生は学生証、教職員は本校の身分証明書をもつて図書館利用者カードとする。

2 一般利用者が図書館を利用する場合は、香川高等専門学校図書館一般利用者利用細則（平成22年10月1日制定）第4条に定める手続きを行うものとする。

（館内閲覧）

第6条 利用者は、閲覧室又は指定された場所で閲覧するものとする。

2 開架図書及び学術雑誌等の閲覧が終わったときは、所定の位置に返却するものとする。

（遵守事項）

第7条 利用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- 一 館内においては静粛を旨とし、雑談、飲食、喫煙等館内の秩序を乱し、他人の迷惑となるような行為をしてはならない。
- 二 図書館資料を無断で館外に持ち出してはならない。
- 三 その他、図書館員の指示に従わなければならない。

（館外貸出）

第8条 図書館資料の館外への貸出しを希望する者は、所定の手続きを経て館外貸出を受けることができる。ただし、次に掲げる図書は、原則として貸出を行わない。

- 一 雑誌の最新号
- 二 その他、図書館長が指定した図書

（貸出冊数及び貸出期間）

第9条 館外貸出できる冊数及び期間は次のとおりとする。

利用者	貸出区分	図書・雑誌			視聴覚資料	
		図書冊数	雑誌冊数	期間	点数	期間
教職員	通常	10冊	5冊	1ヶ月	2点	2週間
学生	通常	5冊	5冊	14日以内	2点	2週間
	長期休業	図書館長指定冊数		図書館長指定期間		
	4年次の 専門科目及び 卒業研究	5冊	5冊	3ヶ月以内		
一般利用者	通常	5冊	5冊	14日以内	2点	2週間

2 前項の規定にかかわらず、特に図書館長が必要と認めた場合は、冊数および期間を変更することができる。

（貸出図書の予約）

第10条 貸出中の図書について、返却後最初の貸出を希望する者は予約することができる。

(貸出図書の返却及転貸の禁止)

第11条 貸出を受けた図書は、所定の期日までに返却しなければならない。また、他の者に転貸してはならない。

2 次の各号に該当する場合は、貸出中の図書等を直ちに返却しなければならない。

一 本校の教職員が、退職、休職、又は転出するとき。

二 本校の学生が、卒業、修了、退学、休学、留学、停学又は除籍の場合

3 図書館長が必要と認めたときは、貸出期間中であっても、点検又は返却を求めることができる。

(研究室備付け図書)

第12条 研究室の予算で購入した図書等は、第9条の規定にかかわらず研究室備付け図書として長期間貸出を行うことができる。

(弁償責任)

第13条 利用者は故意又は過失により施設、設備及び機器を損傷し、又は図書館資料を紛失若しくは損傷した場合は、図書館長の指示に従い、速やかに弁償しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、図書館長がやむを得ないと認めたときは、免除することができる。

(利用の停止)

第14条 図書館長は、この細則に違反した者で図書館長の指示に従わない者に対し、図書館の利用を停止することができる。

(その他)

第15条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関し必要な事項は、図書館長が別に定める。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。